

【入学後 障がい学生支援 フローチャート】

学生からの相談

<障がい学生支援相談窓口>

・狭山学務部学務課長

- ・学科長
- ・クラス担任
- ・障がい学生等支援委員会専門委員
- ・狭山保健室
- ・その他

<相談申込書提出>

①障がい学生支援相談申込書、②診断書、③その他
必要資料の提出
提出先：学務課

緊急対応

<小委員会開催（第1回）>

第1回障がい学生等支援委員会配慮要請対応検討小委員会
を招集、開催

委員長・副委員長

【審議事項】障がいの確認、学生が希望する配慮内容の検
討、配慮申請を行う要望先の範囲決定等

【出席者】学科長、クラス担任、障がい学生等支援委員会
専門委員、狭山保健室長、学務課、その他（委員長指名
者）

学 科

授業担当者：支援内容確認表の確認、回答の提出

①依頼書 ②支援内容確認表 ③フローチャートを
受け取り、回答

授業担当者は、
回答した内容の
支援を速やかに開始

回答内容の再検討が必要と判断された場合
は、小委員会から修正依頼を受け、回答

<小委員会開催> ※原則メール審議

授業担当者の回答を審議し、支援内容を決定

障がい学生等支援委員会
に報告

障がい学生に配慮内容を
説明し、合意を得る

学長及び教授会
へ報告